

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成28年10月25日（火）

担当課：健康福祉部 介護保険課

件 名：大和市介護保険条例の一部改正について

提出理由：介護保険法施行令の改正に伴い、大和市介護保険条例の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため。

内 容：

1. 背景等

- ・これまで介護認定審査会委員の任期については、介護保険法施行令により全国一律に「2年」と規定されていた。
- ・平成27年12月16日に介護保険法施行令が一部改正され、委員の任期は、市町村が条例に規定することで、2年を超え3年以下の期間とすることが可能となった。

2. 条例改正の考え方

- ・高齢社会の進展等により、市町村の事務負担は増加することが見込まれるほか、委員（現在59人）の改選時には、関係機関等との調整や新任委員の研修実施など相当の時間と労力を要している。
- ・認定審査には専門性を要することから、一定期間、任期を務めることが適当であり、本市において改選時に再任される委員は約9割となっている。
- ・こうした状況を踏まえ、これまで「2年」であった委員の任期を「3年」として条例に規定する。

3. 県内各市の状況

- ・平成28年9月現在、横浜市、平塚市、足柄上衛生組合（南足柄市ほか5町）で、委員の任期を「3年」と規定する方向で準備がされている。
- ・従来どおり2年とするのは、川崎市・相模原市など10市、検討中は小田原市、茅ヶ崎市など5市となっている。

4. 施行日

- ・現委員の任期は、平成29年3月31日までであることから、任期の延長は次期委員から適用する。
- ・このため、改正条例は平成29年4月1日より施行する。

5. その他

- ・本案件のほか、介護保険法の改正に伴う所要の事項についても、併せて条例改正を行う。

経 過

H27.12 介護保険法施行令の一部改正

H28. 8 現委員への意見聴取

今後の予定

H28.12 議案提出

H29.1～2 次期委員の選考

H29. 4 条例施行